

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から59年1月まで

昭和58年7月31日に会社を退職後、同年8月ごろ、私が公民館に置かれていたA市区町村の出張所に出向き、用紙をもらって国民年金加入の届出を行った。その後、同市区町村から納付書が来たので、1か月の保険料額は覚えていないが、58年8月分はB金融機関で納付書に現金を添えて納めたほか、58年9月から59年1月までの分は納付組合を通じて納めた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は「私が公民館に置かれていたA市区町村の出張所に出向き、用紙をもらって国民年金加入の届出を行った。」としているが、同市区町村では「申立期間当時、公民館には同市区町村の出張所が置かれており、国民年金加入手続を含め各種申請書等の取次業務を行っていた。」旨を回答しており、申立内容に不合理な点はみられない。

さらに、申立人は「昭和58年8月分はB金融機関で納付書に現金を添えて納めたほか、58年9月から59年1月までの分は納税組合を通じて納めた。同納付組合から納付するようにしたのは、A市区町村から手数料が入るからであり、納付組合の組長から半年分ぐらいの領収書（保存無し）をもらった記憶がある。」と述べているが、同市区町村では「申立期間当時は、3か月ごとの納付となっているが、納付書により申立ての58年8月分の国民年金保険料をB金融機関で納付することは可能であった。」と回答しているほか、申立期間に申立人と同様に同納付組合を通じて国民年金保険料を納付したとしている申立人

の叔母は、「納付組合では、国民年金保険料等を集金していました。集金は指定の場所で行われており、申立期間当時に申立人もその場所にいました。国民年金の保険料を納付されていたと思います。」と証言しており、申立内容は具体的であり、信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和25年11月の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和25年11月の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月から同年12月1日まで
② 昭和25年11月30日から同年12月1日まで
昭和23年8月から36年3月末までA事業所に継続して勤務していたが、①昭和23年8月から同年12月1日まで及び②25年11月30日から同年12月1日までについて被保険者期間となっていないのは納得がいかない。

当該期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、船員保険被保険者名簿により、申立人が同事業所に昭和23年12月から36年3月31日まで継続して勤務（昭和25年11月30日下船）していたことが確認でき、事業主は「下船日（昭和25年11月30日）を資格喪失日として届け出ていたと思われる。」と回答していることから25年11月30日は勤務していたと推察され、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和25年11月の標準報酬月額については、同年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「下船日（昭和25年11月30日）を資格喪失日として届け出ていたと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和25年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同年11月分の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、社会保険庁の船員保険の適用に該当する船舶名に申立人が乗船したとしている船舶は見当たらず、申立期間について給与明細書等、申立期間に係る事業主による申立人の船員保険料の控除を推認できる資料は無い上、同僚等は連絡がつかず、周辺事情を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、44年11月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA事業所における資格取得日は昭和50年7月1日、資格喪失日は同年7月14日と認められることから、当該期間における取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

さらに、申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和61年12月28日、資格喪失日を62年2月2日に訂正し、61年12月から62年1月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、事業主は、申立人に係る当該期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和50年7月1日から同年7月14日まで
③ 昭和61年12月28日から62年2月2日まで

私は、昭和44年9月にA事業所に入社し、平成18年5月にA事業所の関連会社のB事業所を退社するまで、継続してA事業所及びA事業所の関連会社に勤務した。在職中は一貫してA事業所から給与を受け取り、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間が欠落しているわけではないことは承知しているが、間違いなくA事業所に勤務しており、今後、この期間の空白が不利益になることも考えられるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した在籍証明書及びA事業所からの「申立人の給与は、入社から退社まで一貫してA事業所から支給し、厚生年金保険料を控除していた。」とする回答から判断して、申立人がA事業所及びA事業所の関連会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録から、同年11月を5万2,000円、61年11月の社会保険事務所の記録から、同年12月から62年1月までを28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保管されておらず提供は不可能であるが、申立期間のみ保険料を納付しない事情も無いことから、納付した。」と主張しているが、申立期間③については、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年12月から62年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年12月19日から29年8月25日まで
A事業所に勤務した昭和21年12月19日から29年8月25日までの厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、脱退手当金を受給しているとの回答であった。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険に係る被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名及び生年月日は、いずれも戸籍上の氏名及び生年月日と相違しており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われたとは認め難い上、昭和26年及び27年の定時決定の記録が被保険者名簿に記載されていないなど、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿の氏名及び生年月日は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は戸籍上の記載と相違した氏名及び生年月日で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「退職金をもらっていない。」と回答していることから、退職金の中に脱退手当金が含まれていたとも考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7カ月後の昭和30年3月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

昭和38年2月にA市区町村役場で転入手続をした際に、国民年金への加入を勧められ国民年金の加入手続をした。後日(同年4月ごろ)、A市区町村役場に行き国民年金手帳を受け取り、何か月分かの国民年金保険料を納付し、検認印を押してもらった。その後は、A市区町村役場の窓口で1年分(1,200円)ずつ納付し、納付した時に市区町村役場の窓口で横に細長い領収書を4枚ぐらいもらった。

その後、昭和44年11月にB市区町村役場で転入手続をした時、国民年金手帳を預けたが、46年12月に捜した時には、国民年金手帳とともに領収書も無くなっていた。未納とされていることには納得できない。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年2月に「A市区町村役場で転入手続をした際に国民年金への加入を勧められ国民年金の加入手続をした。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年度に特別適用(職権適用)されていることから、国民年金の加入手続を行っていないと推察され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和41年度)では、申立期間の大部分はその後実施された特例納付によるほかは時効により納付できない期間であり、申立人が当該期間について特例納付をしたこと、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時交付を受けたとする国民年金手帳の受け取りの状況や同手帳の色等についての記憶に不明確な点が見受けられる。

加えて、申立人は保険料を納付した際にA市区町村役場の窓口で領収書もらったとしているが、当時は領収書の発行はしないとしており、申立人の供述と異なる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年7月まで

平成2年からA市区町村で就職していたが、3年3月ごろ退職し、帰郷した。両親から次の仕事を始めるまで国民年金に加入した方が良いと言われ、B市区町村役場で加入手続を行い、保険料を納付した覚えがある。納付書は白色で、線はピンク色であったと思う。申立期間が未納であるという記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立人は基礎年金番号により国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立人は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日以降に3年3月31日にさかのぼって国民年金の資格を取得したものと推察され、基礎年金番号制度が導入された時点（平成9年1月1日以降）では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人も「年金手帳は現在所持している1冊である。」と回答しており、申立人に対し基礎年金番号のほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B市区町村の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は基礎年金番号と同一であるほか、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、社会保険庁の記録との間に齟齬は見られない。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金保険料額について、「1か月当たり1万3,300円だった。」と申し立てているが、この保険料額は申立期間後である平成10年4月から17年3月までの金額であり、申立期間当時の保険料額（平成3年3月は8,400円、同年4月から7月までは9,000円）

と符合しないほか、申立人は「納付書は白色で、線はピンク色であったと思う。」と申し立てているが、B市区町村によると申立期間当時の納付書は「ピンク色の用紙に、線を含む印字は黒であった。」としており、申立てと異なっている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

申立期間当時は、実家に住んでいたころであり、自治会の集金により国民年金保険料を納付していた。領収証書は残っていないが、未納という記録になっていることは納得できない。納付の事実を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「国民年金の加入手続は誰が行ったかは不明である。国民年金保険料は母が自治会に参加して納付していた。」としており、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立人の母から聴取しても「申立人の加入手続については30年前のことなので覚えていない。国民年金保険料を納付したかどうかは覚えていない。」としているなど、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人は申立期間以外にも国民年金の未加入期間がある。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金加入及び保険料納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から59年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市区町村役場窓口で自分で持参して納付していたこともあるが、実父母（B市区町村在住）や元夫に任せて納付していたはずである。実父は、申立期間当時、自営業をしており、国民年金保険料を納付していたことは実妹がよく承知していると思う。私は家計簿や領収証書の管理を担当していたが、これらは紛失してしまった。

また、以前から実家では年金保険料納付の重要性を強く認識しており、実父は、厚生年金保険に加入している時期であっても国民年金保険料を納付していたほどである。

以上から、納付記録が無いことに納得できず、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「私が市区町村役場窓口で持参して納付していたこともあるが、実父母や元夫に任せて納付していたはずである。」と申し立てているが、申立人はその実父がたびたび訪ねてきて納付してくれていたとしていることから国民年金保険料納付にほとんど関与しておらず、申立人の実妹から聴取しても、申立人の実父が申立人の国民年金保険料を納付書により納付していたことなどについて証言が得られないほか、申立人の実父母は故人であることなどから、申立期間の国民年金保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の元夫も申立期間のうち厚生年金保険に加入していなかった期間（昭和54年2月から同年12月までの期間、56年4月から57年3月までの期間及び57年8月から59年10月までの期間）について国民年金に未加入であり、当該厚生年金保険加入期間における申立人の国民年金の種別変更手続も行われていない。

さらに、申立人は申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年6月までの期間及び52年9月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から42年6月まで
② 昭和52年9月から53年12月まで

私の国民年金保険料は妻の分と同時に自治会で納付していた。自治会で保険料の納付を拒否する人に対して、将来のために納付義務があること等を話してあげていたのに私が納付していないのはおかしい。

未納とされていることは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び市町村が保管する国民年金被保険者名簿により未加入期間であることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の納付記録欄には未加入及び未納を示す斜線が引かれている。

また、申立期間①について、申立人は「自治会で納付していた。」と申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には当該期間の検認印が無く、国民年金手帳上も未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険喪失時の加入手続及び納付金額についての記憶が無く、現在所持している国民年金手帳の資格取得日も昭和42年7月10日と記載されている。

加えて、申立人は出生後現在に至るまで、同一市区町村に居住していることなどから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難い。

その上、申立人は申立期間以外にも厚生年金保険資格喪失後の未加入期間が散見される。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、預貯金通帳の入出金記録及び確定申告書等）や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで
昭和49年1月から51年3月までの期間は未納、51年4月から52年3月までの期間は申請免除との記録になっている。

国民年金加入当初の期間は申請免除をしていたが、その後は厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しており、申立期間についても国民年金保険料を支払っていたと記憶していることから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻に聴取したところ、申立期間の保険料の納付金額や、その後に行った申立期間前の免除期間に係る追納の記憶などが不明であり、申立期間当時の状況を明確に記憶しているとはみられない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間のほかにも国民年金の未加入期間、国民年金保険料の未納期間及び追納を行っていない申請免除期間が複数あるほか、申立期間のうち、約半分の期間は申立人の妻も国民年金に加入すべきところ、その妻は未加入であるなど、申立人及びその妻ともに国民年金保険料の納付意識が高かったとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び48年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から53年3月まで

昭和49年から50年ごろ知人から国民年金の話聞き、53年3月にA市区町村役場で相談して国民年金保険料の未納分を一括納付した。当時の国民年金保険料額は、1か月2,000円から3,000円ぐらいであったと記憶している。

その後は、滞り無く近くの金融機関で毎月3,300円ぐらいを納めた。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年3月にA市区町村役場で相談して国民年金保険料の未納分を一括で納付した。」と申し立てているが、申立人から聴取すると「過去の未納分を一括で納めたことも無いと思う。」とも回答しており、申立人の記憶が明確ではない点が見受けられるほか、申立人が国民年金保険料を納付したと申し立てている時点（昭和53年3月）では、50年12月以前の国民年金保険料（申立期間①及び申立期間②のうち昭和48年4月から50年12月までの分）は特例納付によるほかは時効により納付できず、申立人が特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「一括納付したのは1か月2,000円から3,000円ぐらいであり、その後は1か月3,300円である。」旨を申し立てているが、制度上、申立期間の国民年金保険料額は450円から2,200円（昭和47年6月までは450円、48年12月までは550円、49年12月までは900円、51年3月までは1,100円、52年3月までは

1,400円、53年3月までは2,200円)であるほか、昭和53年7月から実施の第3回目の特例納付の場合でも1か月当たりの保険料は4,000円であり、申立ての金額と差異がみられる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)や関係者の証言等も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 10 日から同年 9 月 30 日まで
昭和 61 年 3 月 10 日から同年 9 月 30 日まで A 事業所において勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無い。

雇用保険では当該期間に A 事業所に雇用されていることが記録されているのに、厚生年金保険のみ当該事業所において加入した記録が無いことに納得できない。当該記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所は、昭和 44 年 8 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であり、雇用保険の記録により、申立人が 61 年 3 月 10 日から同年 9 月 30 日まで申立ての事業所において勤務していたことは確認できるが、申立期間において被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間における欠番も無い。

また、申立ての事業所の元経理担当者から、「当時、勤務期間 1 年以上の者は厚生年金保険に加入させていたが、勤務期間 1 年未満の者は厚生年金保険には未加入であった。」との証言があることから、申立人は申立ての事業所における勤務期間が 1 年未満であったため、事業所が申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚について記憶が無いため、同僚からの証言を得ることができず、このほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 1 日から 54 年 1 月 5 日まで
昭和 51 年 3 月 1 日に A 事業所を退職後、B 事業所に事務職として勤務した。保険料の控除等については記憶していないが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする B 事業所は昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名が確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 9 月 30 日
昭和 50 年 9 月ごろから、A事業所に勤務し、51 年 9 月ごろ退社した。その間子供が入院し、健康保険証を使用したことを覚えている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和51年7月1日から同年8月26日まで申立事業所において雇用保険の被保険者となっていることから、申立人が当該期間、同事業所に勤務していたことは確認できるものの、同事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間に係る欠番も無い。

また、社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和50年8月から52年9月まで国民年金に加入し、昭和51年4月から同年9月までは国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の元同僚は、「申立人が勤務していた事実はあるが、厚生年金保険の加入については分からない。」と証言しており、申立人の子供が入院したというB市区町村のC病院も申立当時の記録を保持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

A事業所における厚生年金保険加入の記録は、昭和 42 年 8 月 1 日資格取得となっているが、41 年 6 月 1 日から 42 年 7 月 31 日の期間についても勤務していたことはB事業所（A事業所の後継会社）発行の在職証明にあるとおり相違無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継会社）発行の在職証明により、申立人が申立期間においてA事業所で臨時職員として勤務していたことは確認できるが、A事業所の業務の一部を継承しているC事業所は、「申立期間当時、臨時職員の厚生年金保険への加入については各事業所の裁量に委ねられており、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を示す資料は無い。」としている。

また、社会保険事務所が保管する同局の厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立期間における申立人の氏名は無く、申立期間の前後について整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間の一部（昭和 42 年 1 月から 3 月まで）の期間と一緒に勤務していた同僚一人も、社会保険庁の記録による厚生年金保険加入日は、本人の記憶による勤務開始日の 2 か月後となっている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。